

浜松市産後ケア事業の実施について（お願い）

日ごろより本市の母子保健行政についてご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、市民が浜松市外で産後ケア事業に該当するサービス（下記の「1 産後ケアの内容」を参照）を利用される場合、下記の方法により、利用者が後日に申請することで、利用者が負担した費用の全部または一部を助成することができます。 つきましては、利用者の経済的負担の軽減及び適切な支援実施のため、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ご不明点等ございましたら、問合せ先までご連絡ください。

記

1 産後ケアの内容

区分	サービス提供時間	サービス内容
宿泊型	利用開始日の午前10時から翌日の午後6時までの1泊2日以上を基本とし、右欄に掲げるサービスを提供する。（0時から24時を1日とする。）	母体管理及び生活面の指導
デイサービス型 （1日タイプ）	原則、利用時間は利用日の午前10時から午後6時までの8時間を基本とし、右欄に掲げるサービスを提供する。	乳房管理指導（乳房ケアを含む）沐浴や育児方法の指導
デイサービス型 （短時間タイプ）	利用時間は、1時間又は2時間とする。 ※1時間：40分以上、1時間以下 2時間：1時間を超えて、2時間以下	発達・発育のチェック、 体重・排泄のチェック など乳児の管理
訪問型 （2時間タイプ）	利用時間は、現地までの移動時間を含め2時間以内とし、実施時間は60分から90分程度とする。	その他必要とする保健指導

※サービス提供時間は目安となりますので、利用者のご相談の上、貴院の体制に応じて実施をお願いします。

※令和6年4月1日以降に利用されるサービスが該当となります。

2 実施方法

（1）産後ケアの実施

ア 利用者から、「浜松市産後ケア事業実績管理票」「浜松市産後ケア事業実施結果報告書」（以下「実績管理票」「実施報告書」と記載）を受け取ってください。

※実績管理票は「親子健康手帳（母子健康手帳）」に該当ページがあるものもあります。その場合は「親子健康手帳（母子健康手帳）」の該当ページにご記入ください（記入方法については別紙参照）。

※実施報告書はサービスの種類によって以下のように様式が異なります。

- ・ 宿泊型・デイサービス型（1日タイプ） → 第7号様式
- ・ デイサービス型（短時間タイプ） → 第7号様式の2
- ・ 訪問型（2時間タイプ） → 第7号様式の3

（2）産後ケアの実施後

- ア 産後ケアの費用は実費で実施いただき、利用者へ請求してください。
- イ 実績管理票、実施報告書に実施内容等の必要事項をご記入いただき、記入済みの実績管理票、実施報告書及び対象経費が分かる領収書や診療明細書等を利用者へお渡しください。
※お渡しした実績管理票、実施報告書及び領収書等は、利用者が浜松市に助成申請をする際に必要になります。

（3）支援体制

- ア 産後ケアを利用した結果、支援が必要と判断される場合や至急報告すべき事項がある場合には、利用者のお住いの区のこども家庭センターへ速やかに電話連絡をお願いいたします。

3 こども家庭センター 一覧（電話連絡先）

居住区	名称	郵便番号	住所	電話番号
中央区	中央こども家庭センター (中央区役所内)	430-8652	浜松市中央区元城町 103-2	053-457-2835
浜名区	浜名こども家庭センター (浜名区役所内)	434-0038	浜松市浜名区貴布祢 3000	053-585-1120
天竜区	天竜こども家庭センター (天竜保健福祉センター内)	431-3314	浜松市天竜区二俣町二俣 530-18	053-922-3155

以上

【 担当・問合せ先 】

〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目 1 1 - 2
浜松市 健康福祉部 健康増進課
母子グループ 産後ケア事業担当
TEL : 053-453-6117 FAX : 053-453-6133